

10月23日 環境審議会第1部会開催後に提出された意見への対応

資料2-2

No.	発言委員	ページ	該当箇所	意見内容	対応
1	石田委員	p.4	第2節 ○の2つ目	「県民、事業者、国、市町村など」の記載順はこれよろしいのでしょうか？	県、国、市町村、事業者、県民の順に修正します。 (※「第5章 各主体の役割」の順と同様)
2	石田委員	p.13~14、 41	(3)汚染廃棄物 及び災害廃棄物の 適正な処理の 推進、第5章 各 主体の役割	「国は・・・、国が・・・」等を主語とした記載があり、述語として「行います。or・・・実施します。」となっておりますが、少しストレートすぎる感じを受けます。国が本計画に基づき実施することは言わずもがなの事実と考えてよろしいのでしょうか？ なお、除染など、周知の事実として明確になっているものについては、「国、県、市町村等連携の下・・・or 国が主体となって・・・」と表現されることは理解します。	ご指摘の箇所については、法令等により、国が実施することが明確となっている事項について記載しています。
3	石田委員	p.13~14	(3)汚染廃棄物 等 ○の1つ目 ①	①の主語は「県」かと思いますが、他の並びと同じく冒頭に記載されては如何でしょうか。	修正しました。
4	石田委員	p.38	(1)環境教育・学 習の推進等 ○の3つ目	環境創造センターと「ふくしま環境活動支援ネットワーク」が同じ所に記載されていますが、どのようなつながりなのでしょうでしょうか？	修正しました。
5	石田委員	全般		「福島県環境基本計画」は、県として「環境」に係るトッププライオリティの計画かと考えますが、本計画の実施に当たっての拘束力or義務などについては、どのような縛りをかけているのでしょうか？どこかに明記されているのでしょうか？	第6章第1節「1 計画の推進」において、“各種施策の策定や事業の実施に当たり本計画との整合を図ること”、並びに、“計画の着実な実行を図るため、各種施策の実施状況を把握、評価し、計画の適切な推進を図ること”を記載しています。
6	石田委員	全般		対象として、国、県、市町村等とのカテゴリがあり、また、事業者、県民等もあり、このようなそれぞれの対象者への周知・共有化をどのように図るのでしょうか？ 第6章-第1節-「2計画の普及」の所で「各種の広報手段により、～働きかけます」とあり、特に拘束力はなく、自主的な活動との位置づけでよろしいのでしょうか？	本計画について、冊子の配布やホームページへの掲載などにより、広く周知を図りたいと考えています。 なお、計画に記載したことによって、各主体の活動を強制するものではありません。
7	稲森委員	全般		各ページの下記に用語解説を記載する必要がある。	今後、対応してまいります。

8	福島委員	全般	<p>今回の計画は平成32年度までの10年間のものであり、今福島県が直面している放射能汚染の問題、避難によって荒廃した県土環境をいかに再生させていくのか、本県の正念場となる10年だと思えます。現在の富子は素案です。仕方がないとは思いますが、危機感や覚悟のほどが感じられない気がします。もちろん低炭素社会の実現にむけた地道な取り組みは重要ですが、県の環境基本計画として、放射能汚染の問題、荒廃した県土環境の再生をもっと前面に出したものである必要があります。</p> <p>除染も重要な課題ですが、住民がこの福島県に住み続けたい、あるいは帰還したいと思う地域での再生が重要です。10年後を見据え、そのロードマップを作成する必要があると思えます。他の計画とも絡むことだと思います。</p>	<p>喫緊の課題である東日本大震災からの再生・復興について、環境基本計画の中で最優先で取り扱わなければならない項目として、「環境回復の推進」を施策体系の1番目に盛り込んだところです。</p> <p>また、住民帰還等は、福島県復興計画などに及んでくる問題であり、そのような復興計画などと連携して取組を進めていくこととしておりますので、御理解願います。</p>
---	------	----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------